

田川地区高等学校体育連盟規程

【専門部会について】

◎田川地区高等学校体育連盟規約第28条により、専門部会の規程を次の通り定める

- 第1条 専門部会は当該競技の専門事項について、企画、運営にあたる。
- 第2条 専門部会には次の役員をおく。
部長 1名、委員長 1名、委員 若干名
- 第3条 部長は評議員会で選出し、専門部会を代表する。
- 第4条 委員長は委員の中から互選し、会務をつかさどり、田川地区高等学校体育連盟種目理事の任にあたる。
- 第5条 委員は各校当該部の顧問全員とする。
- 第6条 役員任期は1年とする。ただし再任を妨げない。
- 第7条 本規程以外の事項は、各専門部会で定める
- 第8条 本規程は昭和61年4月1日より施行する。

【表彰について】

◎田川地区高等学校体育連盟規約第28条により、表彰規程を次の通り定める。

- 第1条 田川地区高等学校体育連盟に加盟している教職員で、次に該当するものに感謝状と記念品を贈る。
- (1) 会長の任をつとめ、その任を離れたるもの。
 - (2) 部長の任を通算3カ年以上つとめ、その任を離れたるもの
 - (3) 地区代表理事を通算3カ年以上つとめ、その任を離れたるもの。
 - (4) 学校代表理事の任を通算5カ年以上つとめ、その任を離れたるもの。
 - (5) 種目代表理事の任を通算5カ年以上つとめ、その任を離れたるもの。
 - (6) 顧問などとして通算10カ年以上つとめ、田川地区高等学校体育連盟の発展に大きく貢献し、理事会で賛意を得たもの。
 - (7) 退職時においては、部長1年以上または、顧問5年以上務め田川地区高等学校体育連盟の発展に貢献したるもの。【ただし、上記(1)～(6)においてすでに表彰されたものも含む】
 - (8) 上記に拠りがたい場合は、別途審議する。
- 第2条 表彰伝達は田川地区高等学校体育連盟顧問総会の席上で行う。
- 第3条 表彰者の決定は、各年度の第1回理事会で行う。
- 第4条 1の(1)・(2)・(3)・(8)については、事務局で推薦する。
1の(4)・(7)については、学校で推薦する。
1の(5)・(6)・(7)・(8)については、該当種目で推薦する。
- 第5条 この規程は、昭和52年 4月 1日より適用する。
昭和61年 4月 1日一部改正する。
平成 6年 1月20日一部改正する。
平成21年12月16日一部改正する。
平成25年 8月22日一部改正する。

【事務局について】

- 第 1 条 事務局員は理事長の指示にもとづき局務を処理する。
- 第 2 条 事務局には次の諸帳簿を備える。
1. 規約簿 2. 役員名簿 3. 会議録 4. 会計諸帳簿
- 第 3 条 事務局は出納及び庶務を遂行する。